

事 務 連 絡
平成26年9月10日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める「量の見込み」及び
「確保方策」等に関する調査について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行準備にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」については、本年4月に検討途上のものも含め一度「量の見込み」をご報告いただいたところです。

その後、ご報告をいただいた「量の見込み」等を元に、「0歳児保育の『量の見込み』等について」（平成26年7月10日付事務連絡）等により、より実態に近い量の見込みを算出する方法の例をお示ししており、これらも含め検討が進められていることと存じます。

「量の見込み」及び「確保方策」については、市町村において9月末までに中間的に取りまとめ、都道府県へのご報告をお願いしているところですが、国においても、平成27年度以降の子ども・子育て支援の充実に係る基礎資料の一つとするため「量の見込み」「確保方策」とそれに関係するデータについてご報告をお願いしたいと考えております。

つきましては、新制度の施行準備にご多忙の中恐縮ではございますが、

- ・管内市町村分の「量の見込み」及び「確保方策」を別紙1によりとりまとめいただくとともに、
- ・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等について別紙2に記入いただき、

10月1日（水）までにメールにてご提出（提出先：ryounomikomi@mhlw.go.jp）いただきますようお願いいたします。

また、調査票の記入に当たっては、各調査票の赤枠内の＜記入上の留意事項＞及び別添の＜記入上の留意事項（全票共通事項）＞を踏まえてご記入いただくとともに、管内市町村にもその旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本調査でいただいた数値については、本年度において、平成27年度予算編成等の検討における基礎資料の一つとして使用することになりますので、ご提出後、数値の変更の必要性が生じた場合には、修正後のデータについてもご提供いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

【新制度施行に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1465、FAX : 03-3581-2521

【市町村子ども・子育て支援事業計画に定める「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子対策企画室

TEL : 03-3595-2493、FAX : 03-3595-2313

<記入上の留意事項（全票共通事項）>

1. 集計の都合上、各票における市町村の並び順は同一としてください。また、列の追加はしないでください。
2. 各欄の記入に当たっては、特段の指示がない場合は整数で記入してください。
3. 各欄の記入に当たっては、ゼロの場合は「0」を、数値が未定等回答できない場合は「-」を記入し、回答欄が空欄となることのないようにしてください。
4. 「量の見込み」及び「確保方策」については、自市町村に居住する児童に係る分を記入してください。
 広域利用の取扱については、
 - ・自市町村に居住する子どもが他市町村の施設・事業を利用する場合の、他市町村の施設・事業による「確保方策」は含み、
 - ・他市町村に居住する子どもが自市町村の施設・事業の利用する場合の、他市町村に居住する子どもに係る「量の見込み」「確保方策」は含まない
 こととしてください。
5. 本調査と異なる区分により「量の見込み」及び「確保方策」を算出している場合については、以下により記入してください。

区 分	記入方法
調査票では一つの項目（回答欄）となっているが、市町村計画では複数の項目に分割されている場合	複数の分割されている値の合計値を調査票に記入。
調査票では複数の項目（回答欄）となっているが、市町村計画では一つの項目として算出されている場合 （例）ファミリー・サポート・センター事業において「病児・緊急対応強化事業」「就学児」「その他」により区分せずに一括して算出している場合	調査票における対応する欄の最も左にある欄に、計画上の値を記入するとともに、調査票の他の対応する欄に「0」を記入。 また、併せて、「コメントの挿入」により値を記入した欄（対応する欄のうち最も左にある欄）に「計画上、分割せずに単独の区分で記載している旨」を記載。